

大磯町火災予防条例の一部改正について

主な改正内容

1 林野火災の予防等に係る規定の改正

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する見直しについて

「火災に関する警報」は、消防法に規定するものであることを明確にして、法律に基づき当該警報発令中における火の使用の制限を規制することとしました。

【火災予防条例で規定する「火災に関する警報」が発令された際の火の使用の制限】

- ・山林、原野等において火入れをしない。
- ・煙火を消費しない。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしない。
- ・屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しない。
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて町長が指定した区域内において喫煙しない。
- ・残り火（たばこの吸い殻を含む）取り灰又は火の粉を始末する。

(2) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について

「火災に関する警報」のうち、その目的を「林野火災の予防」に限定して「林野火災に関する警報」を発するときには、林野火災の発生危険性を考慮して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしました。

| | 「火災に関する警報」 | |
|-------------|---------------|--------------------|
| | 通常の「火災に関する警報」 | 「林野火災に関する警報」 |
| 予防対象となる火災 | 建物火災を含む全ての火災 | 林野火災に限定 |
| 火の使用制限の対象区域 | 町内全域 | 対象となる区域を指定することができる |

(3) 林野火災に関する注意報について

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、「林野火災に関する警報」の前段階として、「林野火災に関する注意報」を発することができることとしました。また、「林野火災に関する注意報」が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、林野火災の発生危険性を考慮して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができ、当該区域内では火災予防条例中で規定する火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととしました。

【「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令基準】

| | 林野火災 注意報 | 林野火災 警報 |
|------|--|---------------------------------|
| 発令指標 | 下記の①かつ②の場合 ①前3日間の合計降雨量が1mm以下 ②前30日間の合計降水量が30mm以下、 または、「乾燥注意報」が発表 (※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。) | 左記の注意報発令指標に加え、「強風注意報」が発表されている場合 |
| 発令期間 | 1月から5月 (※乾燥等の気候条件及び火入れ実施時期等による理由) | |
| 内容 | 屋外での火の使用等についての注意喚起 (※区域を指定できる) | 屋外での火の使用の制限 (※区域を指定できる) |

(4) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する見直しについて

実施するにあたり事前の届出が必要となる「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に、「たき火」が含まれることを明確にすることとしました。また、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」等について、火災の発生の危険性等を考慮して、届出対象となる行為毎に、当該届出が必要となる期間及び区域を指定することができることとしました。

| 届出が必要となる「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」 | |
|--------------------------------------|---|
| (1) | 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u> |
| (2) | 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け |
| (3) | 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 |
| (4) | 水道の断水又は減水 |
| (5) | 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事 |
| (6) | 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。） |

※たき火とは、火を使用する設備、器具を用いなくて又は火を使用する設備、器具を用いる場合でも、本来の使用方法によらないで火をたくことをいいます。

2 サウナ設備に係る規定の改正

(1) 規制対象となる対象火気設備等の種類の見直しについて

屋外のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備は、従来の消防法令上で規定する「サウナ設備」と性質が異なることから、別の種類のものとして位置づけることとし、規制する設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加するとともに、従来の「サウナ設備」の名称を「一般サウナ設備」に変更して2つを区別し、「簡易サウナ設備」の定義を、「屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室、又はバレル型サウナ室に設ける、薪又は電気を熱源とする定格出力6キロワット以下の放熱設備」としました。

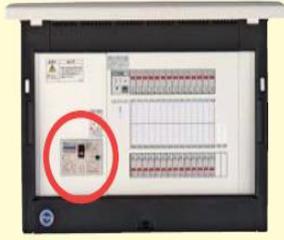


| 種類 | 規制内容 |
|---------|--|
| 一般サウナ設備 | 従来の浴場等の建物内に設置されているサウナ設備のことで、名称が「サウナ設備」から「一般サウナ設備」に変更となったのみで、規制内容は変更なし。 |
| 簡易サウナ設備 | 屋外のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備で、一般サウナ設備と比較し、規制内容が緩和される。 |

3 住宅における火災の予防の推進に係る規定の改正

火災予防の推進のために、住宅において普及を促進する器具及び設備等に、地震時の揺れを感知して自動的に通電を遮断する機能を有する「感震ブレーカー」を追加しました。

【感震ブレーカーの種類】

| 分電盤タイプ（内蔵型） | 分電盤タイプ（後付型） | コンセントタイプ | 簡易タイプ |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。 | 分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。 | コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。 | ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。 |

4 施行日

林野火災の予防等に係る規定の改正については、令和8年3月2日から施行します。

簡易サウナ設備及び感震ブレーカーに係る規定の改正については、令和8年3月31日から施行します